

# 気をつけよう！見守ろう！ ふくいの消費生活

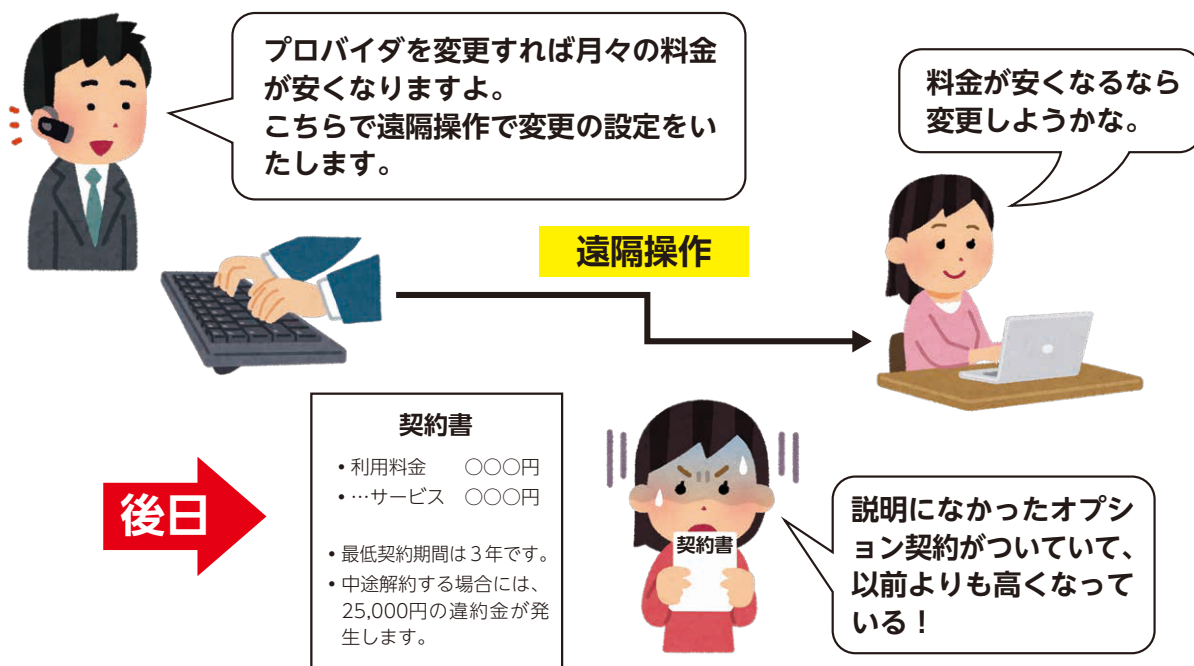


2018年9月号

## ープロバイダやインターネット回線の契約は慎重に！ー

### プロバイダ契約のトラブル

「料金が安くなる」と言われ、プロバイダの変更をしたら、説明になかった有料のオプション契約がついていて高額に！



### \*プロバイダとは？

インターネットサービスプロバイダ（略してプロバイダ）は、インターネットへの接続サービスを提供する接続事業者です。インターネット回線契約とプロバイダ契約の両方がそろって、インターネットの接続が可能になります。



### \*「遠隔操作」とは

インターネット経由で離れた場所のパソコンを操作することです。

消費者が事業者の指示を受けて遠隔操作ソフトをダウンロードすることにより、事業者が消費者のパソコンを遠隔操作できるようになり、今回の事例のようによく分からないうちにオプション契約をつけられることがあります。

遠隔操作を依頼する場合は、不当な操作がされていないか、必ず操作中のパソコン画面を確認し、不審な点があればすぐに事業者の説明を求めましょう。

## インターネット回線契約のトラブル

### 光回線の乗換え(転用)のトラブル

[相談事例] ある日、Aさんの自宅に大手電話会社の代理店を名乗る人から電話がかかってきました。



現在ご利用の光回線を乗り換えると利用料が今よりも千円お安くなりますよ。

\*光回線とは光ファイバーを利用してデータを送信するインターネット回線です

Aさんは、長年契約している大手電話会社からの電話だと思い、安くなるならと、担当者から言われるままに電話会社のホームページから「転用承諾番号」を取得し、その担当者に伝えました。

ところが・・・届いた書面で、今までの大手電話会社との契約が解約となり、新たに別の会社と光回線の契約をしたことが判明しました。



いつも利用している電話会社なら安心だわ。



えっ！別会社との契約だったの!?

### 光回線の乗換え(転用)

平成27年2月からNTT東・西が光回線サービスの卸売を開始し、光回線の卸売を受けた様々な事業者(光コラボレーション事業者)が光回線サービスの提供を始めました。

NTT東・西と光回線の契約をしている消費者が光コラボレーション事業者の光回線に乗り換える時は「**転用**」という手続きを行います。「**転用**」は、NTT東・西と光回線の契約をしている本人が、NTT東・西から「**転用承諾番号**」を取得し、新しく契約する事業者にその番号を知らせることにより乗換えが可能になるもので、工事の伴わない簡易な手続きでできます。



光コラボレーション事業者の多くは、光回線の契約の中に、光電話やプロバイダ契約などを組み合わせたサービスを提供しています。このため、既契約のプロバイダが不要となり、既契約の解約が必要となる場合があります。

## 光回線の乗換え(転用)の勧誘を受けた時の注意点

### ○光回線の契約先の事業者が変わります。

NTT東・西から光回線の乗換えをすると、NTT東・西との契約が「解約」になり、乗換え先の事業者との「新たな契約」となります。

### ○元のプロバイダに契約解除の申込みが必要な場合があります。

光回線とプロバイダ契約がセットとなっている契約の場合、これまでのプロバイダ契約が不要になります。プロバイダ契約を解約すると、通常付与されているメールアドレスが使えなくなり、継続して使うには別途料金が必要となります。また、プロバイダの契約解除料(違約金)が発生する場合があります。

### ○必ず料金が安くなるとは限りません。

「安くなる」といった勧誘をうのみにせず、現在の契約内容や料金を確認しましょう。

### ○乗換え完了後に解約すると、電話番号が変更になることがあります。

乗換え完了後に、NTT東・西のサービスに戻したり、更に別の事業者に乗り換えた場合、契約解除料として高額な費用が発生したり、電話番号が変更になることがあります。



## 知っておこう！電気通信サービスにおける初期契約解除制度

光回線によるインターネットサービスなどの電気通信サービスの契約(適用対象は下記を参照)について、契約書面の受領日を初日とする**8日間**は、利用者の都合により、**書面**で契約を解除できます。

ただし、工事の費用、契約解除までの利用料、事務手数料は**利用者負担**となります。

(適用対象)

**固定通信サービス** 光回線によるインターネットサービスやケーブルテレビのインターネットサービスなど

**移動通信サービス** 携帯電話やスマホ向けのサービス、ルーターやタブレット向けの無線インターネット専用サービスなど

※初期契約解除制度が適用できるかは契約書面で確認しましょう。

電気通信サービスの詳細は、総務省のホームページから [電気通信サービスQ&A](#)  で検索できます。

## インターネット回線やプロバイダ契約に関する勧誘を受けた時の注意点

○サービス内容がよく分からない場合、契約する必要があるかどうか分からない場合、あるいは勧誘が強引だと感じた場合には、その場ですぐ契約(申込み)せずに、家族や周囲の人々に相談するなどして、本当に必要なサービスなのかを検討しましょう。

○契約先となる事業者名、利用料金その他支払が必要な経費、サービス内容、契約の解除に伴う制限や違約金の有無などを、しっかりと事業者を確認しましょう。

○契約する意思がない場合は、曖昧な返事をせず、はっきりと断りましょう。

# 「くらしの講座」

参加費・無料

定員：各回50名(先着順)

日時・対象	講座内容・講師	開催場所	問合せ・申込先
9月22日(土) 13:30～15:00	これってホント？広告を見る目を養おう！ 公益社団法人 日本広告審査機構(JARO)関西事務所 武田 典子 氏	ユー・アイふくい 3階映像ホール	公益社団法人 ふくい・くらしの研究所 〒910-0842 福井市開発5丁目1603番地 TEL：0776-52-0626 URL <a href="http://www.kuranavi.jp/">http://www.kuranavi.jp/</a>  (申込方法) お電話、またはホームページ よりお申込みください。 開催日前日まで受付ます。
10月20日(土) 13:30～15:00	その話、信じていいの？くらしに忍び込むニセ科学！ 大阪大学サイバーメディアセンター 教授 菊池 誠 氏	ユー・アイふくい 3階映像ホール	
10月26日(金) 13:30～15:00	かしこい商品選択を身につけよう！ 私たちが安くて良い商品を買えるワケ	わかさ国府の郷 四季菜館 会議室	
10月27日(土) 13:30～15:00	公正取引委員会 近畿事務所 取引課	ユー・アイふくい 学習室101・102	
10月31日(水) 13:30～15:00	今だから知りたい！ネットリテラシー ～賢く安全に使うための知恵～ 一般社団法人ECネットワーク 理事 原田 由里 氏	AOSSA 6階 601C	

「くらしの講座」は、福井県が公益社団法人ふくい・くらしの研究所に委託して実施しています。

## ●消費生活トラブルに関する 専門家による相談会

無料

要予約

9・10月の開設日

開設時間14:00～16:00

分野	9 月		10 月	
福井弁護士会（法律）	3日(月)	敦賀市消費生活センター (☎0770-22-8115)	2日(火)	県消費生活センター
	4日(火)	県消費生活センター	4日(木)	県嶺南消費生活センター
	19日(水)	大野市消費者相談センター (☎0779-66-1111)	17日(水)	越前市消費者センター (☎0778-22-3773)
福井県建築士会	—	—	15日(月)	県消費生活センター
(一社)ECネットワーク(インターネット)	26日(水)	県消費生活センター	—	—

※先に申込みをした方が優先になります。相談を希望される方は、県（嶺南）消費生活センターまでご連絡ください。  
9月3日(月)、9月19日(水)、10月17日(水)の申込受付は、開催場所の市でもできます。  
また、会場が変更になる場合がありますので、あらかじめご確認ください。

## 消費生活のご相談は・・・

### 福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA 7階)

☎：0776-22-1102

FAX：0776-22-8190

### 福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112(つばき回廊業務棟3階)

☎：0770-52-7830

FAX：0770-52-7831 (第3日曜日は休館)

受付時間9:00～17:00(平日、土日)(祝日・年末年始は休館)



ホームページ

福井県 消費生活

検索

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/index.html>



フェイスブック

<https://www.facebook.com/pref.fukui.cac/>

※ 市消費者センター、町相談コーナーでも受け付けています。

### ☆「消費者ホットライン」188

最寄りの消費生活相談窓口につながります。音声ガイダンスが流れますが、どのように操作すれば良いのか分からない場合はそのままお待ちください。最寄りの都道府県の消費生活センターなどにつながります。

福井しあわせ元気国体2018  
福井しあわせ元気大会2018

第73回 国民体育大会・第18回 全国障害者スポーツ大会 織りなそう カと技と美しさ



発行

福井県安全環境部県民安全課 〒910-8580 福井市大手 3-17-1

☎0776-20-0287 FAX0776-20-0633